

ラオスにおける民事上の問題 「請求権を生じさせる基礎原則」とは何か

JICA長期派遣予定専門家¹

弁護士 鈴木 一子

1 本稿の目的

ラオス法の支配発展促進プロジェクト（以下「現行プロジェクト」という。）における民事系の活動として、現在、①民法典²の普及活動、②民事判決書を改善する活動、③法学部教育や研修を改善する活動の3つがある〔③を担当するグループを教育研修改善サブワーキンググループ（SWG）という。〕。私は②と③の活動を担当している。3つの活動はそれぞれ独立しているが、民事法理論の構築を目指して連携を重視している。

これらの活動を通じて、ラオスにおける様々な民事上の論点があると分かった。今回は、ラオス側が「請求権を生じさせる基礎原則」と呼ぶ概念について紹介する。これは、現在も直面している課題である。助言や感想はぜひ筆者まで。

2 請求権を生じさせる基礎原則（3要件説）

発言者によって主張する要件が微妙に異なるが、ラオス側は、民事上の請求をするためには、次の3要件を満たす必要があると主張している（以下「請求権を生じさせる基礎原則」、あるいは「3要件説」という。）。

- 1 法律関係があること
- 2 違反行為（契約違反）があること
- 3 損害が発生していること

この3要件に「4 因果関係」を加えた4要件を主張する場合もある。これらの要件の意義は論者によって微妙に異なり、又は論者も理解しきれていない節があり、明確ではない。しかし、1「法律関係があること」は、どうも契約関係があることを指しているようだ。つまり3要件説は契約関係に当てはまる原則だ、というのが多数説のようである（ただし、不法行為等についても当てはまると考える者もいるようである。）。

そうすると、この3要件は債務不履行に基づく損害賠償請求の要件の大枠を摘示したに過ぎないように見える。しかし、ラオス側は、例えば貸金返還請求をする場合であっても、建物賃貸借契約を解除して建物明渡請求する場合であっても、この3要件は必要だし、

¹ 肩書の説明：私はラオスにJICA長期専門家として派遣される予定であるが、2020年10月現在、コロナウイルスの影響により渡航待機の状態である。そのため、JICAから派遣予定専門家として業務の委嘱を受け、日本国内からオンラインで活動を行っている。

² 2018年12月6日成立、2020年5月27日施行。

特に「損害の発生」が必要だという³。当然ながらその場合の損害とは何かという疑問が生じるが、説明を聞いてもいまいよく分からないのである。分かっているのは、多数説によれば3要件説は、売買や消費貸借という契約ごとの類型は捨象して、およそ契約に基づく請求は3要件による、という考えだということである。

以下、3要件説が登場した経緯について説明した上で、3要件説の適否について検討する。

3 3要件説が登場した経緯～事実認定問題集

現行プロジェクトでは前記の法学部教育や研修を改善する活動として、事実認定問題集を作成しており、3要件説は当該問題集を作成する過程で現れた。問題集は次のようなものである。

<貸金返還請求権>

Xの主張

私は、2016年1月1日に、Yにお願いされて、3000万キープを貸しました。返済期限は、2017年1月1日との約束でした。しかし、Yは、返済期限を過ぎても、私にお金を返してくれません。そこで、私は、Yに対して、3000万キープの返還を求めます。

Yの言い分 パターン1

そもそも私はXからお金を受け取ったことはありません。確かに当時、私はお金に困っていたのでXにお金を貸してもらうように頼んだことがありますが、結局、金額と返済期限について合意ができませんでした。

Yの言い分 パターン2

確かに私はXから3000万キープを受け取りましたが、あれは贈与されたものであり返す必要はないものです。

Yの言い分 パターン3

確かに私はXから3000万キープを受け取りました。そして、お金の返還について書面で契約を締結しましたが、私にはお金が無いので返済できません。

※パターン1からパターン3はそれぞれ独立している。

問題1：貸金を返還してもらうため、XのYに対する請求権の発生要件はどのようなものがあるか。関連する民法典の条文をあげて答えよ。

問題2：Yの言い分パターン1からパターン3において、この事件の争点は何か。

問題3：上記に記載した争点について審理するためにはどのような証拠が必要か。

日本の法律家にはおなじみの問題である。現在、この問題のほか、売買契約、賃貸借契約及び不法行為の合計4問を作成中である。

³ 論者によっては損害ではなく「不利益」という言い方をする。

ラオスでは従前、実体法上の要件に沿った事実認定はされず、司法の役割は徹底的に証拠を探して当事者の言い分が客観的真実と合致するかを確かめることであった。そのためか、実体法上の要件及び効果の整理は十分にされてこなかったし、事実認定理論も発展してこなかった。しかし、ラオスにおける司法の役割も変容し始めているようであり、国民に分かりやすく迅速な司法を目指しつつある。

このような経緯を背景にして、現行プロジェクトでは、ラオスにおいて実体法上の理論が構築されて適切な事実認定がされることを目指している（判決上の事実認定を改善するのが前記②民事判決書を改善する活動である。）。しかし、事実認定は一朝一夕に習得できるものではない。そこで、学部教育や実務家教育において使える問題集を作成することになった。それが事実認定問題集である。

事実認定問題集は事実認定の技術に関する教科書ではなく、前提となる実体法上の要件及び効果の整理を目指すものである。解答として要件事実を考えてはいない。なぜなら要件事実論の紹介をした際にラオスでは時期尚早あるいは適切でないという感触を得たからである。要件事実論は普遍的な考えというわけでもないし、実体法理論が熟していないうちに要件事実を導入することで枝葉末節な議論に入り込む危険もあるから、将来的に要件事実論が必要になる可能性はあるが、現時点では様子を見ることになった。ただし、抗弁的な話題が自然発生的に出ることがあり（例えば弁済の事実を誰が立証するのかなど）、その際には要件事実の考え方を基に説明している。

4 3 要件説が登場した経緯～従前の解答

2019年12月の本邦研修等を通じて検討した結果、前記問題1の解答案は、次のようになった。

XのYに対する貸金返還請求権の発生要件は次のとおりである：

- 1 金銭の返還合意があること
- 2 金銭の交付があること
- 3 金銭の返還時期について合意があること
- 4 金銭の返還合意と金銭の返還時期の合意が書面でなされたこと
- 5 金銭の返還時期が到来したこと
- 6 YがXに対して金銭を返還しないこと

要件1, 2, 3, 5は、日本民法とほぼ同様なので説明を省略する（私はラオス民法430条1項の文言上、消費貸借契約は諾成契約ではないかと思うのだが、2020年10月現在、ラオス側は要物契約であると理解している。）。

要件4について、ラオス民法430条5項では消費貸借契約は書面による要式契約とされた（口頭による消費貸借契約は日常的に締結されているものの、現時点でラオス側は書面によらない消費貸借契約は全て無効になると理解している。）。

要件6は日本の伝統的通説と大きく異なるところであり、興味深い。ラオス民法392条は次のとおり規定している。

第392条 契約不履行の効果

契約当事者の一方が不履行をしたときは、違反をされた側は契約履行を要求する権利を有し、損害を賠償させ又は契約を解除することができる。

そして、393条に履行請求、394条に損害賠償、395条に解除がそれぞれ規定されている。

これらの条文から、ラオスでは債務不履行の効果として①履行請求権、②損害賠償請求権、③解除権が発生すると解することができる。したがって、多数説は、契約の履行を請求するために「被告が債務を履行しないこと」が必要と考えている。一方、日本の伝統的通説は履行請求権を契約の効果として捉え、填補賠償請求権（履行に代わる損害の賠償請求権）を債務不履行の効果として捉えてきた。「履行請求権とは何か」という契約法の根幹部分がラオスの多数説と日本の伝統的通説において大きく異なるのである⁴。

ラオスにおいて履行請求権、損害賠償請求権及び解除権の関係については不明であり、日本の伝統的通説のように履行請求権が尽きたときに填補賠償請求ができると考えるのか、これらは並列なのかは分からない。

5 3 要件説が登場した経過～民事合同セミナー

事実認定問題集の解答を他の民事系グループに共有して議論を深めるため、2020年2月5日から同月7日にかけて民事系3グループ合同のセミナーを行った（以下「民事合同セミナー」という。）。民事合同セミナーの後半、一部の有力者が従前の解答案に異議を唱えて3要件説を紹介した。その場で事実認定問題集の解答について確定的な答えは出ず、引き続き検討することになった。

その結果、民事合同セミナー後の2月から5月にかけて、3要件説を前提とする解答案に修正された。

例えば、賃貸借契約の解除の問題について次のように修正された。

Xの言い分

2016年9月8日に私はYとの間で、Yが居住するため、自分が所有する建物を引き渡し、月間500万キープの賃料で、賃貸借期間はその日から2018年9月8日までだとする契約を合意した。

⁴ 日本民法でもラオスと同じ解釈を採ることはできる。潮見佳男教授がラオスと同じく履行請求権を債務不履行の効果として捉える立場である（プラクティス民法第3版65頁～、新版注釈民法（10）2の486頁）。

しかし、建物を引き渡した後、Yは早速に建物の一部を修理し、飲食及び軽食サービスの小さな喫茶店を始めた。本来、私はYの居住のために建物を貸した。Yは私との契約に違反したのである。よって、速やかにその建物から出て行って欲しい。

Yの言い分

私は正にXとの間で賃貸借契約を締結し、この建物を居住のために借りたと認める。居住してしばらくした後、私は一部内装工事をはじめ、小さな喫茶店にした。多くの材料は元々に建物内にある物を利用した。テーブルや椅子などは自分で買ったし、すぐ持って移動できるので、居住の利用目的とそれほど変わらない。

この間、Xの姪は独立して1人暮らしする予定となり住まいを探しているのですが、私はXがただ私を追い出すために、このようなことを言い出したにすぎないと思う。

問題 1 XのYに対する不動産を出てもらう請求権の発生要件はどのようなものがあるか。関連する民法典などの条文をあげて答えよ。

解答案は次のとおり、3要件説に依拠している。

Yに対するXの不動産を出てもらう請求権を発生させる要件は以下のようになる。

1. XとYに法律関係がある。それは、不動産の賃貸借（建物）があるということ（民法典 第434条）；
2. Yが契約に違反した。それは、居住のための賃貸借という契約の合意の内容だが、Xに承諾するための通知もなく、Yが飲み物・軽食サービスの小さな喫茶店をしたことにより、建物の一部を修理したということ（民法典 第18条、370条）；
3. 契約違反による損害が生じた。それは、その一部を改善又は修理したことにより、元々の建物に損害が生じた又は喫茶店を取り壊すことによる損害が生じたということ（民法典 第394条）

この解答案は作成途中であり最終案ではない。しかし、一番よく分からないのは、やはり要件3「損害」である。本問の場合、賃貸人は明渡しを求めているのであって、建物の修補を求めているわけではないのに、損害の意味としては3のような説明になるという。また、何度も確認したが、賃貸借契約の解除は不要だという。

6 3要件説はラオス側の総意か

教育研修改善SWGの定期会合における発言を見る限り、全ての事例に3要件が当てはまるわけではないと気付いている者もいる。しかし、発言力の強い複数人が3要件説を主張していることにより、「問題集の解答としては3要件説にまとめよう」という雰囲気になっている。

7 3 要件説のルーツ

教育研修改善 SWG メンバーに3要件説の起源について尋ねた。具体的には「誰が発案したのか」、「他国の誰かに聞いたのか」と質問したところ、ルーツは不明だという⁵。しかし、3要件説はラオス国立大学法政治学部（以下「FLP」という。）で教えられてきた、今も教えられているという。また、裁判官や書記官が使うべき原則だとされており、実務では書記官が3要件説に基づいて訴状審査を行い、裁判官が3要件説に沿って事件を検討しているという。

8 FLP 教科書

FLPで使用されているラオス語の教科書「fundamentals of civil law」（以下「FLP教科書」という。）に関連する記載があると聞いた。そこで、FLP教科書2019年版を2020年5月21日に入手し、内容を確認した⁶。当該教科書には、次のような記載がある。

契約内の責任とは、契約当事者の合意により発生する義務に関する債務者の債権者に対する責任であり、債務不履行または不完全履行または履行遅滞に関するものである。
契約内の責任を負うには、下記の二つがその基礎要件である。 <ul style="list-style-type: none">- 債務者が違反行為をしたとして、その債務を履行しなかったこと。- 当該違反行為が債権者に損害を与えたこと。
契約外の責任は、他人の物、生命、健康または精神に損害を与える法律違反行為から発生するものである。
契約外の責任の発生要件は下記のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">- 加害者の法律違反行為があること。例えば、Aは飲酒運転をし、交通法を守って運転していたBにぶつけたため、Bが負傷し、Bの車も故障した。AはBの治療費及び車の修理費を支払うことで、自身の不法行為に責任を取らなければならない。- 加害者と被害者との間に、何等かの合意関係がないこと、つまり、不法行為があり、損害が発生して初めて債務関係が発生すること。

これらは、日本の法律家が読めば、債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求に関する記載であり、全ての請求権の発生要件について述べたものではないように見える。

⁵ あるSWGメンバーは、当初、過去のプロジェクトで作成した「民法教科書」（2007年。日本語訳なし）に3要件説が記載されていると述べた。そこで、翻訳して内容を確認めると言ったところ、「改めて確認してみたが、3要件説は載っていなかった」と言って発言を撤回した。当該教科書は日本の民法典AG監修の下で作成されたため、3要件説の記載はないと思われるが、確認するため、現在、関連する箇所を日本語に翻訳中である。

⁶ 2000年頃に執筆され、その後、改訂されたものである。プロジェクトでは2012年版及び2019年版を把握している。2012年版は利用されているが2019年版は印刷できておらず大学で利用されていないようだ。さらに現在、民法典に合わせて改訂中だという。

もっとも、2020年5月の定期会合においてSWGメンバーからFLP教科書の記載の説明として「民事の責任の基礎は契約内違反と契約外違反の2つに分けられる。契約内違反は、契約に基づいて違反があるか、ということであり、損害が発生すれば請求権が発生するとされている。契約外違反は、契約がなく、違反といえればよい。どういうときに違反といえるかには、①法律に違反した、②損害が発生した、③民事関係があった、という3つの要素が必要で、これを満たすと請求権が発生する。」との発言があった。この発言のうち、「民事関係があった」という要件は、FLP教科書の記載と異なるように思う。ちなみに「民事関係があった」という言い回しは民事関連法SWGでもしばしばみるものであるが、何を意味しているのか不明である。FLP教科書第3章「民事関係」の冒頭に次の記載がある。

社会において発生する法律関係は、その内容が相互に関係するものであり、民事関係の発生、変更、及び消滅の原因となる。民事関係の発生、変更及び消滅の基礎となるのは要件事実と法律行為である。

この記載の意味は分からない。なお、この記載に続き「要件事実」の説明がされているが、私の知っている要件事実を指すのであれば、その内容は誤っている（引用は省略。）。

結局、FLP教科書は3要件説について明快に説明したものではなく、読んでも溜飲が下がらなかった。

9 現時点における3要件説に対する私見

(1) 結論

3要件説は、契約に基づく請求をするためには「契約」と「債務不履行」が必要だと言っているだけのようであり、どのような要件があれば契約が成立し、どのような要件があれば債務不履行になるかの考察はされていない。非常に大雑把な議論である。また、「損害の発生」を請求権発生の要件として常に要求するのは誤りだと思う。結論として、全ての請求権の発生原因を3要件にまとめるのは難しいと思う。今後は、3要件説に捉われることなく、契約類型ごとに要件を分析して、議論を精緻化した方がよい（結局、従前の事実認定問題集の作成と同じように進めるのがよい。）。

(2) 実体法からの検討

前記のとおり、ラオス民法典では債務不履行の効果として①履行請求、②損害賠償請求、③解除を選択できる⁷。

また、第VI編「契約外債務」471条には次の規定がある。

⁷ 解除（395条）については「契約が解除されたときは、既にお互いに履行したものについては終わったものとする。一方が自分の義務を先に履行している場合、まだ履行していない側は補償をしなければならない。お互いにまだ履行していない義務については、お互いに無しにする。」とされ、解除した者は原状回復請求権を有するのではなく、補償請求権を有するように見える。これが損害賠償請求権と同質なものかは不明である。

第471条 契約外債務の種類

契約外債務は以下の種類がある：

1. 不法行為；
2. 委任なく他人に代わってする仕事（事務管理）；
3. 権利ない物又は利益の受領（不当利得）。

不当利得（501条）は、次のとおり規定され、損害賠償とは別の規定である。

第501条 権利のない物又は利益の受領（不当利得）

権利のない物又は利益の受領（不当利得）とは、法律上の原因なく他人の物又は利益を受領し、他人の物又は利益を失わせることであり、受領者はその物又は利益を権利者に返還しなければならない。

以上をみると、ラオスにおいても類型化した個別の債権が予定されており、損害賠償請求権と履行請求権は区別されている。そうすると、損害賠償請求権とその他の請求権を発生させるための要件は、「債務不履行」という共通部分だけでなく、それぞれ検討するべきではないか。

この点に関し、ラオス実務では金銭賠償の原則（日本の民法417条参照）が採られていないようであり⁸、金銭賠償の原則が採られるフランスや日本ではなくドイツと近いようである⁹。私は、ここが請求権発生基礎原則の要件として「損害の発生」が挙げられた原因ではないかと思っている。つまり、損害賠償請求として金銭請求ではなく代替物の給付請求ができるラオスでは、損害賠償請求として目的物の引渡請求と同じ効果が得られるため、要件を混同してしまったのではないか。

損害賠償請求としての代替物の給付請求が可能であっても、前記のとおり、ラオス民法は損害賠償請求と債務不履行に基づく履行請求を区別しているのであり、損害の発生を常に要件とするのはやはり誤りだと考えられる。

なお、3要件は、表現に工夫の余地はあるものの、債務不履行に基づく損害賠償請求のための要件と考えるのは正しいと思う。

(3) 訴訟法からの検討

ア 債権と請求権の観点から

ご存じのとおり、例えば1つの社会的事実が債務不履行及び不法行為の要件を満たす場合に債務不履行に基づく損害賠償請求権及び不法行為に基づく損害賠償請求権の2つの債権が発生し、この2つを訴訟上、別個の請求権とみるか1つのものとみるか（既

⁸ 教育研修改善 SWG メンバーの発言。

⁹ 日本でも明文のある民法723条等のほかに例外的な原状回復は認められ得る。例えば賃貸借の目的不動産が毀損されたとして金銭賠償を求める請求に対し、債務者が損害回復措置として自ら修理することを抗弁として主張できる場合があると解することができる（大阪高裁昭和38年7月17日判決、新版注釈民法（10）2の522頁）。

判力で遮断されるべきものとみるか)は議論の余地がある。

訴訟物の議論を突き詰めれば、ラオス民法において債務不履行の要件を満たした場合、「債務不履行をされた地位」に基づいて①履行請求、②損害賠償請求、③解除による補償を求める請求を併せた1つの無色透明な請求権(紛争解決事項)として考えることは理論的に可能かもしれない¹⁰。

これは、債権、請求権及び訴訟物をどのように考えるかと関わる問題であり、ラオスにおいて整理されているか疑問である。FLP教科書第3章「民事関係」5.3に次の記載がある。

請求権は、契約の不履行また不法行為をし、損害を発生させた者に対してその損害を賠償するよう請求する、損害を受けた者の権利である。損害を受けた者は、違反行為をした者に対して、その違反行為に対する責任を追及する権利がある。

ここでも損害を問題にしているようであり、履行請求や原状回復請求、あるいは物権的請求権(ラオスでは物権と債権が明確に分化しておらず物権的請求権があるのか不明)と実体法の関係はどうなっているのかよく分からない。

なお、訴訟物論争は既判力との関係が大きいものだが、ラオス民訴法には判決の効力に関する詳細な規定や既判力に関する規定はなく、国家機関や国民等が確定判決を尊重しなければならない旨の規定(民訴法309条)及び確定判決が存在する訴えが提起された場合には裁判所は事件を不受理にする旨の規定(民訴法185条2号)があるのみである。185条が既判力を定めた規定かは不明である。

以上は、実体法上の権利の発生と裁判上の請求の問題であるが、請求権が広く1つにまとめられるとしても、実体法上の権利が発生するための要件は1つではないと思う。債務不履行という大枠の要件は同じでも、何が債務不履行に当たるかは契約類型ごとに異なる。

以上からすれば、訴訟において何を審理すべきかという問題は別途あるが、審理する対象を発生させる要件については、やはり分析的に考えるべきであって、3要件にまとめることはできない。

イ 実務の観点から

従前、ラオスでは、理論的に整理されているかは別として、裁判所は後見的役割を持ち、当事者が請求していなくても関連した紛争を一括して審理してきた。例えば貸金返還請求訴訟(元本請求)において当事者は主張していなくても「契約内容は相当か」「保証人はついているか」「利息も返還すべきか」などを審理していた。ラオスにお

¹⁰ 参考：ドイツの Josef Esser は所有者兼賃貸人が賃借人に対し、期間満了したのに目的物を返還しないとして物の返還請求ないし損害賠償請求をする場合に、請求権の基礎が同一だから、賃貸人は①契約上の返還請求権②不当利得返還請求権③所有権に基づく返還請求権④不法行為に基づく返還請求権(※ドイツでは金銭賠償の原則は採られていない。)の4つの請求権を有するのではなく契約、不当利得、所有権によって正当化される1つの請求権を有するとする。これは訴訟物をかなり広く捉えている説である(奥田昌道「請求権と訴訟物」判タ213号、214号参照。)

このような訴訟実務を維持すべきかどうかは民訴法改正の議論でされると思う¹¹。仮に今後も紛争一般を広く審理する方法が明示的に選択されたとしても、裁判所は実体法上の要件及び効果が何かは理解する必要がある（審理や判決書の分かりやすさに関係してくる）。ラオスの訴訟実務を踏まえても、やはり3要件説のように粗い議論をすべきではない。

(4) 小括

実体法及び訴訟法の観点から見て、3要件説は理論的に説明しきれない。

10 議論の状況

以上、紹介してきたように2020年2月の民事合同セミナーで3要件説が登場して以来、契約に基づく請求は全て3要件が必要であるという主張がされてきた。そこで、毎月の会合において、本当に問題集の解答が全て3要件にまとめられるのかラオス側と議論してきた。私が「3要件説は請求権発生の要件なのか、それとも裁判実務のto do リストではないか」「損害が不要な場合があるのではないか」などと質問しても、「3要件説は請求権発生のための基礎原則である」「損害は常に必要である」といった回答が多く、理論明快な発言がされたことはなかった。このような中、2020年8月、3要件説を唱えていた者が「3要件説は再考した方がよい」と言い出すに至ったようである。

2020年10月現在、3要件説は再考した方がよいと考えだすに至った者、3要件説を維持する者、よく分からないという姿勢をとる者の3つに分かれている。再考すると考え始めた者は「3要件説は、『原則』とまでいえないのではないか」という言い方をしている。また、「3要件説は『基礎原則』ではなく『一般原則』と整理すればよい」と言う者もいる。最近、理解が難しいと感じているのは、ラオス側が「一般原則」と「基礎原則」という言葉を区別して使っているようであることだ。一般原則と基礎原則の何が違うのかは分からない。ここはもう少しラオスの考え方を知る必要がある。

11 3要件説が生じてしまった原因（推測）

ラオスにおいては、債務不履行の効果として履行請求が認められているため契約違反を中心に審理してきたことや、損害賠償として原状回復が可能なこと、訴訟物概念が広がったことが原因となり、損害賠償請求と履行請求を明確に区別せずに議論してきたのではないかと推測される。このような慣習を背景に、権利についての理解が浅い段階で¹²債務不履行に基づく損害賠償請求に関する要件について日本又は外国から聞いた結果、話を誤解して「契約に基づく請求権一般を発生させる要件」として考えてしまい、単純化してしまったのではないだろうか。そして、3要件がどこかで「原則」として紹介され、社会主義体

¹¹ ラオスから要請があり、プロジェクトは民訴法改正に関わる予定であるが、改正には数年かかる見込みのようであり、活動の具体的な内容は決まっていない。

¹² ラオスでは法律家の間でも権利の概念が広まっておらず、要件を満たすと自動的に権利が発生することがあまり理解されていないように感じる。権利は書面にくっついていると思う者が多いようである。

制のラオスでは「原則」という言葉が重々しく1人歩きしてしまうため、金科玉条のように扱われてきたのではないか。

1.2 今後について

2020年11月3日と4日に第2回民事合同セミナーを開催し、3要件説についてさらに議論する予定である。今までの議論を通じて3要件説の存在意義が怪しくなってきたようだが、今後、3要件説が無かったことにされたり議論が有耶無耶になることは避けたい。3要件説は実際に大学で教えられ、裁判官や書記官が使うべき原則だとされてきたのだから、きちんと検証する必要がある。そして、今後は、3要件に捉われることなく契約類型を検討していく方向になるといいと思う。契約類型に応じて要件と効果が整理されるようになった場合には、将来的には3要件説は必要なく忘れられてもよい。